

○姫路市感染症診査協議会条例 平成 11 年 3 月 30 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 24 条第 6 項の規定に基づき、姫路市感染症診査協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員の定数は、11 名以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第 3 条 協議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、議長となり、議事を整理する。

3 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 第 3 条及び第 4 条の規定は、部会について準用する。この場合において、第 3 条及び第 4 条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

4 協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(補則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 最初に開催される協議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。